

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 5 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第13号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成29年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「以下同じ。」を削り、同条第 3 項中「調整基本額」の次に「（その額がその者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額の 1,000 分の45を超えるときは、当該額の 1,000 分の45に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附則第 2 項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、「、「その者の給料月額」とあるのは「その者の給料月額に 100 分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。））」と、「当該給料月額」とあるのは「当該額」と」を削る。

別表第 1 教育職給料表 (2) の項中「13,200円」の次に「（条例別表第 3 2

教育職給料表(2)備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、13,300円)」を加える。

別表第2教育職給料表(2)の項中「11,700円」の次に「(条例別表第3-2教育職給料表(2)備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、11,800円)」を加える。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の給料の調整額に関する規則(以下「改正後規則」という。)附則第2項の規定は令和5年4月1日から、改正後規則第2条第2項及び第3項の規定並びに次項の規定による改正後の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第100号)の規定は令和6年4月1日から、改正後規則別表第1及び別表第2の規定は令和8年1月1日から適用する。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則附則別表」との次に「、「定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額」とあるのは「給料月額」と」を加える。